

## 桶川市べに花ふるさと館利用料金上限額

## 条例別表第 1 (第 4 条、第 2 1 条関係)

(平成 1 7 条例 2 2 ・一部改正)

特別施設の名称	基本利用料金 (円)		
	単位	金額	
母屋	座敷	1 室 1 時間につき	1 5 0
	和室	1 室 1 時間につき	1 0 0
離れ		1 時間につき	5 0 0
管	工房	1 室 1 時間につき	2 5 0
	窯室	1 回につき	5, 0 0 0
棟	会議室	1 時間につき	1 5 0
長屋	板の間	1 日につき	2 0 0
	土間	1 日につき	3 0 0
庭	前庭	1 日 2 0 平方メートルにつき	1 0 0
	中庭	1 日 2 0 平方メートルにつき	1 0 0

## 備考

- 1 1 時間を超過した場合は、超過時間が 3 0 分までは切り捨て、3 0 分を超え 1 時間未満は 1 時間とする。
- 2 和室を 5 室以上使用する場合は、1 室 1 時間につき基本利用料金に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額とする。
- 3 1 日とは、第 1 4 条に規定する時間をいう。

## 条例別表第 2 (第 2 1 条関係)

(平成 1 7 条例 2 2 ・一部改正)

利用の種類	基本利用料金 (円)		
	単位	期間	金額
物品の販売、募金、興行、営利を目的とする展示会その他これらに類する催し	2 0 平方メートル以内	1 日につき	1, 0 0 0
営利目的以外の展示会、集会その他これらに類する催し	2 0 平方メートル以内	1 日につき	1 0 0

## 備考

- 1 1 日とは、第 1 4 条に規定する時間をいう。
- 2 物品の販売、募金、興行、営利を目的とする展示会その他これらに類する催しで、2 0 平方メートルを超える場合は、1 0 平方メートルごとに 3 0 0 円を加算する。
- 3 営利目的以外の展示会、集会その他これらに類する催しで、2 0 平方メートルを超える場合は、1 0 平方メートルごとに 5 0 円を加算する。